

## 米子工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する要項

校 長 裁 定  
制定 令和 6年 3月 8日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年1月26日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号（以下「規則」という。））に基づき、米子工業高等専門学校における取扱いについて定めるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第2条 規則第6条第3項に基づくコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を別表のとおり定める。

(相談窓口)

第3条 規則第20条に基づく相談窓口を総務課企画・社会連携係及び財務係に設置する。

附 則（令和6年3月8日制定）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 「米子工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する内規」（平成27年4月2日校長裁定）は廃止する。

(別表)

組織	副責任者
総合工学科	総合工学科長、各部門長
専攻科	専攻科長
図書館・リベラルアーツセンター	図書館・リベラルアーツセンター長
各センター	各センター長
各室	各室長
事務部	事務部長